

安全のしおり

資料編



2023,12,01

平塚市生きがい事業団

安全管理委員会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市生きがい事業団（以下「事業団」という。）の

目的とする業務を実施するため、会員、会員の就業及び配分に関する事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 事業団の会員は、市内在住の原則として60歳以上の者で、健康で働く意欲のある者とする。

- 2 会員は、加齢等の理由により就業を希望しなくなった後でも、事業団の諸活動に参加する意欲がある場合は会員を継続することができる。

(入会)

第3条 会員は所定の手続きを経て事業団に登録しなければならない。

- 2 会員として登録しようとする者は、入会手続手数料として1,500円を納入しなければならない。
- 3 理事長は特別な事情があると認める場合には、入会手続手数料を減免することができる。
- 4 平塚市暴力団排除条例（平成23年6月30日制定条例第9号）第2条第2号から第5号に該当する者の入会は、何ら催告せず拒絶するものとする。

(退会)

第4条 会員は退会しようとするときは、その旨を理事長に届けなければならない。

ただし、退会に当たっては、既納の手数料は、これを還付しない。

- 2 会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 平塚市に居住しなくなったとき。
 - (3) 長期にわたり就業または事業団の諸活動への参加が困難な状況にあると理事長が認めたとき。

(除名)

第5条 理事長は、会員が次のいずれかに該当した場合には、除名することができる。

- (1) 事業団の規則に違反したとき。
- (2) 事業団の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

(義務)

第6条 会員は、相互の人格を尊重し、協力し合って会員自身の経験、能力を活用し、創造性を発揮しながら働く機会を広げ、その健康と福祉を増進するとともに事業団の発展に寄与するものとする。

- 2 会員は、関係する規程や基準を遵守しなければならない。

3 会員は各地区班に属するものとし、地区班の組織及び活動に協力するものとする。

第2章 就業

(仕事の割り当て)

第7条 事業団は、受託した仕事を会員の希望及び地理的条件等を考慮して会員に提示し、会員の合意を得て仕事を割り当てるものとする。

2 仕事を提示するときは、就業時間、期間、場所及び仕事の内容等を明示するものとする。

3 事業団事業以外に他で就業している場合は、臨時的かつ短期的または軽易な業務での就業となるよう仕事を割り当てるものとする。

4 前項において、就業の日数及び時間数は、事業団事業及び他での就業を合算した場合に、概ね月10日程度以内、概ね週20時間を超えないことを目安とする。

(就業時間)

第8条 会員の1日の就業時間は、会員の健康と安全を考慮して、原則として6時間とする。ただし、委託者（発注者）の希望、仕事の性質、季節などの事情により別に定めることができる。

(就業手続及び注意事項)

第9条 会員は、就業にあたっては仕事の処理について十分打合せを行うほか、別に定める手続を行うものとする。

2 会員は、就業にあたり次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

(1) 会員相互に協力し、誠意をもって仕事を処理すること。

(2) 仕事上知り得た業務上の秘密事項、個人情報及び発注者の不利益になることを他に漏らさないこと。また、就業後、退会した後も同様とする。

(3) やむを得ない事情により約束の仕事に従事できないときは、事前に届け出ること。

(4) 会員証を提示するなど会員であることを委託者（発注者）に明示すること。

(就業の終了)

第10条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。

(1) 本人から就業を取りやめたい旨の申し出があったとき。

(2) 本人の就業が、その健康を損なうおそれがあると認められたとき。

(3) 委託者（発注者）の都合、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能になったとき。

(4) 会員として事業団の目的に反する行為がしばしばあるとき。

(5) 割り当てられた仕事が完成したとき。

(安全、衛生及び事故防止)

第11条 事業団は、会員の就業にあたり、その安全及び衛生に常に配慮し、就業上の事故防止に努めるものとする。

2 会員は、就業にあたっては安全衛生の確保に努めるとともに、災害発生の防止に努めなければならない。

(健康の保持)

第12条 会員は、健康診断を受けるなどして日常自らの健康に留意し、その保持に努めるものとする。

(傷害保険)

第13条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定める

ところにより補償されるものとする。

- 2 傷患者又は共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等を事業団に届け出て指示に従うこと。

(損害賠償責任保険)

第14条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

- 2 会員の故意または重大な過失、自動車の所有、使用、管理に起因する賠償事故が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」又は、「自動車総合保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(傷害・賠償額の一部負担)

第14条の2 会員による故意または過失による事故の場合については、「事故取扱基準」に定めるところにより費用を負担させるものとする。

第3章 配分

(配分基準)

第15条 配分基準は、公益財団法人平塚市生きがい事業団受託請負に関する規程(昭和55年8月22日制定)第4条第1号に規定するところによる。

(配分)

第16条 会員への配分は、会員が就業したその仕事の内容及び時間等に応じて行うものとする。

- 2 前項の配分は、その予定金額について、あらかじめ就業を希望する会員に提示するものとする。

(配分金の支払い)

第17条 配分金は、原則として毎月末に締め切り、それまでの就業実績に基づき計算して、翌月20日までに支払うものとする。

- 2 前項の配分金は、会員が指定する口座(ゆうちょ・平塚信用金庫)に振込むものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合には、他の方法で支払うことができる。

附 則

この規程は、事業団設立の日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日)

この規程は、議決の日から施行する。

附 則(平成3年10月22日)

この規程は、議決の日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成7年3月30日)

この規程は、議決の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月27日)

この規程は、議決の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年12月21日)

この規程は、議決の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月 1日）

この規程は、議決の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

平成 6年10月19日 制定

令和 4年 3月15日 制定

(目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益財団法人平塚市生きがい事業団（以下「事業団」という。）会員（正会員に限る。以下同じ）の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業ができるための事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、自己責任のもと、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全・適正就業心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次に掲げる安全・適正就業心得を守り、「安全なくして就業なし」を目標に作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり、慌てずにゆとりをもって作業に従事すること。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、安全作業に適した、動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 作業現場では、火気に十分注意し、たき火やくわえタバコでの作業は絶対しないこと。
- (8) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (9) 家を出てから帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (10) 健康な状態での就業を心掛け、酒気帯びなどでの作業は行わないこと。
- (11) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。
- (12) 熱中症対策として、水分・塩分等を十分補給すること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・除草等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全・適正就業基準を守り、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容によっては、保護帽（ヘルメット等）を着用するとともに必要に応じ安全帯を使用すること。

- 2 会員は、前項のほか、安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全・適正就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに保護帽と安全ベストを着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

3 会員は、事故が発生した場合には、人命第一に心掛け、関係部署へ連絡しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうか確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業をしなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに、定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用してはならない。その際器具が事業団の備品である場合は、直ちに事業団に報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心掛けなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき、または体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者または本人が事業団に連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、安全・適正に就業できる事項がある場合にはそれに従い作業に従事しなければならない。

附 則 (平成19年9月27日)

この基準は、平成19年9月27日から施行する。

附 則 (平成21年12月 1日)

この基準は、議決の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

① 作業別適正就業項目（植木剪定）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	1-1	健康の維持管理に努め無理をしないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	1-2A	自転車で就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	1-3	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-4	見積時・下見時は必ず住人立会で行うこと、勝手に住宅敷地内に入らないこと。但し、発注者から事前に立ち入り許可がある場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>
	1-5	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	1-6	地下足袋、運動靴等、最適で滑りにくいものを使用すること。	<input type="checkbox"/>
	1-7	墜落制止用器具（安全帯）・保護帽（ヘルメット等）を着用し、あご紐を結ぶこと。ランヤードが設置されていることを確認後、作業・移動をすること。	<input type="checkbox"/>
	1-8	作業に応じて、手袋（軍手等）を着用すること。	<input type="checkbox"/>
	1-9	墜落制止用器具（安全帯）は常に身に付けておくこと。	<input type="checkbox"/>
	1-10	作業は無理な姿勢で行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-11	作業現場の周囲の状況（蜂の巣等含む）を確認すること。（危険予測の徹底）	<input type="checkbox"/>
	1-11A	墜落制止用器具（安全帯）や梯子頂部結束等のロープワークによる安全確保だけでなく、人員・時間的余裕が確保できないときは作業日を改めて設定するなど、安全就業を脅かすような状況は避けること。	<input type="checkbox"/>
	1-11B	作業現場の確認（埋設物・架線の状況）を行い、危険個所に危険旗かマーク等を設置し事故防止を図ること。	<input type="checkbox"/>
	1-11C	スズメバチに刺された場合は、直ちに救急車を呼び、大病院へ搬送すること（小病院では薬品がないことがある）。また、刺された人を1人にしないこと（最悪の場合「アナフィラキシーショック」により15分位で心肺停止することがある）。 ◇応急処置として水道水を流しながら毒を絞り出すか、ポイズンリムーバー（毒吸引器）で吸い出しながら水で洗うことも有効である（口で毒を吸取るとはNG）。	<input type="checkbox"/>
	1-12	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>
	1-13	道具類は、機器添付マニュアルに沿って使用すること。	<input type="checkbox"/>
	1-14	軽い柔軟体操等で体をほぐしてから作業へ取りかかること。	<input type="checkbox"/>
	1-14A	ミーティングを行い、作業段取り・注意事項等・お客様からの要望事項を明確にし、情報の共有化を図り作業すること。	<input type="checkbox"/>
	1-14B	境界線を確認し、他の土地の枝・雑草は剪定しないこと。（隣接する土地の木の枝は切ってはならない。但し境界線からはみ出た根は、切断できる（民法第233条第3項）が、所有者へひと声かけることを発注者にお願する。）	<input type="checkbox"/>
	1-15	作業は、基本的に複数人で行うこと。	<input type="checkbox"/>
1-16	早朝から作業に入る時は、近所に迷惑がかからないように、大声での会話は慎み、大きな音を立てないこと。作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話しないこと。	<input type="checkbox"/>	
1-17	火気には十分注意し、たき火やくわえタバコでの作業は絶対行わないこと。	<input type="checkbox"/>	
1-17A	契約以外の仕事はしないこと。依頼者より、契約以外の仕事を要求された場合は、自己判断せず、事業団へ連絡し指示を受けること。	<input type="checkbox"/>	
1-18	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと（目安として男性は、体重のおおむね40%、女性は男性が取り扱う重量の60%程度までにするように努めること）。	<input type="checkbox"/>	
1-19	共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。	<input type="checkbox"/>	
1-20	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>	
1-21	適宜、水分補給や休憩を取ること。特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。また熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること（熱中症マニュアルを確認）。	<input type="checkbox"/>	

	1-22	道具類は使用前点検を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-23	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-24	石垣に乗って剪定作業する際、石垣の安全を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-25</u>	アクリル等屋根の駐輪場・車庫等の上に乗る時は、厚めのベニヤ等で保護してから昇降すること。	<input type="checkbox"/>
	1-26	概ね4mを超える高さの樹木は剪定しないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-27	保護シート（ブルーシート等）設置、撤去時、周辺設置物（石灯籠・水道設備・庭園灯等）を倒したり、落下させたり、破損等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	1-28	作業の為移動した物品は元の位置に戻すこと。	<input type="checkbox"/>
	1-29	作業終了後、依頼内容の最終確認及び忘れ物がないか確認すること。	<input type="checkbox"/>
	1-29A	就業中にトイレに行きたくなった場合は、公共トイレ・コンビニトイレ等を使用し、絶対に野外で行わないこと。お客様のトイレも使用しないこと。	<input type="checkbox"/>
梯子 脚立 使用	1-30	墜落制止用器具（安全帯）・保護帽（ヘルメット等）を着用し、あご紐を結ぶこと。また、地上より2m以上となる作業は必ず墜落制止用器具（安全帯）を着用し、ランヤードを設置すること。	<input type="checkbox"/>
	1-31	開き止め、滑り止めのあるものを使用すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-32</u>	滑ったり、傾いたりしないように設置すること（上部をロープ等で縛る、足元に板を置く等）。	<input type="checkbox"/>
	1-33	昇降する際、道具等は鞆に入れること、また、三点支持を守ること。特に梯子等から下りる時は慎重に注意深く降りること（休憩・作業終了の降下時、墜落する傷害事故が多いので特に注意すること）。	<input type="checkbox"/>
	1-34	昇降する際は、手に道具を持たないこと。また、飛び降りないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-35	周辺に鋏・刃物類を放置しないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-36	枝の切り落としの際は、樹下の安全確認をすること。	<input type="checkbox"/>
	1-37	剪定作業中に、樹下で作業しないこと。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-38</u>	梯子の設置は、地面との角度が75度以下とし、上部は丈夫な枝もしくは幹を中心に縛り、上部は60cmぐらい上方に出ること。「安全ベルトは必ず装着し、ランヤードを付けること。」	<input type="checkbox"/>
	<u>1-38A</u>	脚立は、地面との角度が75度以下で、二等辺三角形となるように設置し、ぐらつきが無いことの確認と、開き止めの固定及び上部を丈夫な枝等に縛ること。脚立はこまめに移動し、無理な姿勢で作業しないこと。「安全ベルトは必ず装着し、ランヤードを付けること。」	<input type="checkbox"/>
	1-39	周囲の架線・枯枝や地盤の段差を確認すること	<input type="checkbox"/>
	1-39A	脚立・梯子等設置時、絶対に架線・引込線に触れないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-40	梯子等、上部での作業は無理な姿勢で行わないこと。また、脚立等の天場（最上段）には上がらないこと。	<input type="checkbox"/>
1-41	使用しない三脚や道具は、安全な場所で長物は倒れないよう寝かして置くなどして安全を担保した収納を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
足場	1-42	墜落制止用器具（安全帯）・保護帽（ヘルメット等）を着用し、あご紐を結ぶこと。	<input type="checkbox"/>
	1-43	足場板は、丈夫なものを使用すること。	<input type="checkbox"/>
	1-44	足場板はゴムバンドでしばり固定すること。	<input type="checkbox"/>
	1-45	足場板上で無理な姿勢で作業を行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-46	単管を使用する際、経験者が水平・垂直・筋交い等を確認すること。	<input type="checkbox"/>
刈込	1-47	墜落制止用器具（安全帯）・保護帽（ヘルメット等）を着用し、あご紐を結ぶこと。ランヤードを設置すること。	<input type="checkbox"/>
	1-47A	刈込時は、保護メガネを着用し、目の保護を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-47B	作業時、大雨又は雷が鳴った場合は、作業を止め、安全な場所に避難すること。	<input type="checkbox"/>
	1-48	共同での刈込作業時は、刃先に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	1-49	向かい合う位置で作業をしないこと。	<input type="checkbox"/>

	1-50	折れ易い、滑りやすい樹種での作業は慎重に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-51	枝につかまったり、身体を預けたりしないこと。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-52</u>	落とした枝木がバウンドし、ガラス窓や、フェンス・遊具設備等を破損させることから、枝を切り落とす場合には落下場所の対策・処置を取ること。	<input type="checkbox"/>
	1-53	直径10cm以上の枝を切る場合は、ロープをかけること。又、周辺の電線やガラス窓等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-54</u>	チェーンソーは両手で確実にハンドルを保持し、片手作業は禁止する。5cm以下の木・枝等には使用を禁止する。(チェーンソー作業マニュアルを確認すること)。枝切りハサミで作業すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-54A</u>	チェーンソー作業で梯子上での片手持ち作業、腕を伸ばしての作業は禁止する。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-54B</u>	チェーンソーの作業は、作業者の肩から腰の高さとし、それ以外の作業は禁止とする。	<input type="checkbox"/>
	1-55	休止中の刈込鋏は、立てかけたり、刃先が上にならないようにすること。	<input type="checkbox"/>
	1-56	電動工具(トリマー等)の使用は、電源のON・OFF等、添付マニュアルに沿った使用方法で使用する。	<input type="checkbox"/>
	1-56A	トリマー使用時は、周辺の引込線や藪に隠れたケーブル・設備等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
運搬	1-57	積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-58	残さいの運搬時に、葉や枝が飛ばないように対策をすること。	<input type="checkbox"/>
	1-59	残さいの積み込み時、保護帽(ヘルメット等)を着用し荷台からの転落に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	1-60	運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	1-61	作業別安全・適正就業基準(運転・運搬)を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-62</u>	梯子・脚立等作業道具を搬入時、発注者宅が不在の場合、勝手に門扉・ガレージドア等を開けて搬入しないこと。再度朝一番で再搬入のこと。但し事前に発注者から搬入許可がある場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-63</u>	発注者宅や隣接する門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等をキズ付けたり破損させたりしないこと、また通行人等への安全対策を必ず実行すること。	<input type="checkbox"/>
人通りや通行量の多い現場	<u>1-63A</u>	常に周囲の安全と、人や車両への誘導が必要な場合は、その人員を別に配置すること。	<input type="checkbox"/>
	1-63B	作業者は、車道上での作業では安全ベストを着用し、車両等の案内には誘導灯を用いること。	<input type="checkbox"/>
	<u>1-63C</u>	人や車の往来の多い場合は、通勤及び登下校時間を外した時間帯で作業を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-63D	ロードコーンやトラロープを使用して安全地帯を確保することで、周辺に注意喚起を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-63E	幹線道路の占有や危険性が高いことが想定される場合には、受注そのものを辞退すること。	<input type="checkbox"/>
その他	1-64	植木の種類によって、剪定してはいけない時季や害虫の出る時季、毒のあるもの等の理解を深めること。	<input type="checkbox"/>
	1-65	発注者とのコミュニケーション(見積・剪定具合等の打合せ)を取ること。	<input type="checkbox"/>
	1-66	発注者との約束時間を厳守すること。作業当日悪天候で、作業が中止となった場合、作業リーダーは、事前または当日の朝、お客様に作業延期の旨を連絡すること。	<input type="checkbox"/>
	1-67	発注者の自動車・バイク等の移動を手伝わないこと。移動できない場合は、しっかり保護シート等で養生するか、または手作業で行うこと。	<input type="checkbox"/>
	1-68	年数を経た設備が近くにある場合には特に注意し、養生を怠らないこと。	<input type="checkbox"/>
	1-69	安全防具・安全・適正就業基準を逸脱して作業している会員に対して、班長は作業の中止を命じること。	<input type="checkbox"/>
事故	<u>1-70</u>	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

② 作業別適正就業項目（除草・草刈）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	2-1	健康の維持管理に努め無理をしないこと。	<input type="checkbox"/>
	2-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	2-2A	自転車で就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-3</u>	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-4</u>	見積時・下見時は必ず住人立会で行うこと、勝手に住宅敷地内に入らないこと。但し、発注者から事前に立ち入り許可がある場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>
	2-5	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	2-6	地下足袋、運動靴等、最適で滑りにくいものを使用すること。	<input type="checkbox"/>
	2-7	作業現場の周囲の状況（蜂の巣等含む）を確認すること（危険予測の徹底）。	<input type="checkbox"/>
	2-7A	スズメバチに刺された場合は、直ちに救急車を呼び、大病院へ搬送すること。（小病院では薬品がないことがある）また、刺された人を1人にしないこと。（最悪の場合「アナフィラキシーショック」により15分位で心肺停止することがある） ◇応急処置として水道水を流しながら毒を絞り出すか、ポイズンリムーバー（毒吸引器）で吸い出しながら水で洗うことも有効である（口で毒を吸取することはNG）。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-8</u>	作業現場の確認（埋設物・架線の状況）を行い、危険個所に危険旗かマーク等を設置し、事故防止を図ること。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-8A</u>	契約以外の仕事はしないこと。依頼者より、契約以外の仕事を要求された場合は、自己判断せず、事業団へ連絡し指示を受けること。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-8B</u>	埋設物等の周りは、手作業で行うこと。	<input type="checkbox"/>
	2-9	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>
	2-10	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用するすること。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-11</u>	早朝から作業に入る時は、近所に迷惑がかからないように、大声での会話は慎み、大きな音を立てないこと。作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話しないこと。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-12</u>	火気には十分注意し、たき火やくわえタバコでの作業は絶対行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	2-12A	引火・火災の為、燃料の持ち運びや保管、取り扱いには十分注意すること。また、手入れする時は、換気の良い場所で行い、タバコを吸ったり、火気を近づけないこと。	<input type="checkbox"/>
	2-13	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	2-14	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	2-15	軽い柔軟体操等で体をほぐしてから作業へ取りかかること。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-15A</u>	ミーティングを行い、作業段取り・注意事項等・お客様からの要望事項を明確にし、情報の共有化を図り作業すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-15B</u>	境界線を確認し、他の土地の枝・雑草は剪定しないこと。（隣接する土地の木の枝は切ってはならない。但し境界線からはみ出た根は、切断できる（民法第233条第3項）が、所有者へひと声かけることを発注者をお願いする。）	<input type="checkbox"/>
	2-16	適宜、水分補給や休憩を取ること 特に夏場の熱中症対策を怠らないこと 熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること。（熱中症マニュアルを確認）	<input type="checkbox"/>
	2-17	作業現場の傾斜や段差、側溝、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	2-18	道具類は使用前点検を行うこと	<input type="checkbox"/>
	<u>2-18A</u>	道具類（特に一輪車・刈払い機等）は、人・車の通行に邪魔にならない場所に置くこと。	<input type="checkbox"/>
<u>2-19</u>	作業の為移動した物品は元の位置に戻すこと	<input type="checkbox"/>	
<u>2-20</u>	作業終了後、依頼内容の最終確認及び忘れ物がないか確認すること	<input type="checkbox"/>	
2-20A	就業中にトイレに行きたくなった場合は、公共トイレ・コンビニトイレ等を使用し、	<input type="checkbox"/>	

		絶対に野外で行わないこと。お客様のトイレも使用しないこと。		
刈払い機	2-21	作業前に必ず点検すること。(刈払い機作業マニュアルを確認) (1) ねじのゆるみはないか。 (2) 作業に適した刃がついているか、中心がずれていないか、刃の向きは適正か。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。また、予備の刃と適宜交換するなど、常に最良の状態を使用する。 (4) エンジンオイルの量や汚れ具合を点検すること。	<input type="checkbox"/>	
	<u>2-22</u>	住宅内敷地・駐車場・公園・道路に隣接した場所で刈払い機使用時は、必ず養生シート・防護ネット等を使用し、人・車・住宅(窓ガラス)への飛び石対策を行うこと。対策ができない場合は刈払い機による作業はしないこと。道路際とかで養生が難しい場所は、1人が防護ネットを持ち飛び石対策をすること。また、養生シートで保護する時は、養生シートの高さは2m位まで行うこと。(刈払い機の回転刃からの飛び石は60m～70m飛ぶことが実証されているため、必ず養生すること)。	<input type="checkbox"/>	
	<u>2-22A</u>	歩道付近の除草は刈払い機と防護ネットで保護して作業するが、防護ネットを持つ作業員は、通行人が近づいてきたら、合図等で知らせ、作業を一時中断すること。特に、風が吹いている時は、風向きによって、早めに中断すること。	<input type="checkbox"/>	
	2-23	刈払い機の操作時間は、1日2時間以内とし、一連連続作業時間はおおむね30分以内とすること。一連連続作業時間の後、5分以上の休止時間を設けること。 (長時間作業続けるとレイノー現象(白ろう病)になる危険性がある。)	<input type="checkbox"/>	
	2-24	作業中は、半径15m以内に他の人を近づけないこと。	<input type="checkbox"/>	
	<u>2-25</u>	回転刃を用いて刈払いする時、回転刃が硬い物(コンクリート構造物や樹木等)に当たるとキックバックを起こし回転刃を傷つける。非常に危険なので、硬い物周辺は手作業で刈り込むこと(構造物を傷つけると賠償問題へ発展する可能性もある)。	<input type="checkbox"/>	
	2-26	雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。	<input type="checkbox"/>	
	2-26A	大雨又は、雷が鳴った場合は、作業を止め、安全な場所に避難すること。	<input type="checkbox"/>	
	2-27	刈払い機に飛散防止カバーが付いていることを確認すること。	<input type="checkbox"/>	
	2-28	刈払い機使用時は、保護メガネと保護帽(ヘルメット等)手袋を着用のこと。	<input type="checkbox"/>	
	2-29	芝刈機や刈払い機の給油タンクに油漏れがないことを確認すること。	<input type="checkbox"/>	
	2-30	刈払い機の運搬及び格納時には回転刃には保護カバーを着けること。	<input type="checkbox"/>	
	2-31	共同作業時は、会員同士の間隔を十分に取ること。	<input type="checkbox"/>	
	2-32	刈払い機の取手の位置・角度を変更した場合は使用後元の位置に戻すこと。	<input type="checkbox"/>	
	2-33	刈払い機は、エンジンを必ず止めてから、清掃・注油・修理・点検を行うこと。また、使用後は、回転刃を取り外し、汚れを落としておくこと。	<input type="checkbox"/>	
	2-33A	刈払い機へ混合油を補充するタンクは蓋を閉め、日陰で保管すること。	<input type="checkbox"/>	
	2-34	刈払い機等に異常が発生した場合不具合事項を赤札に記載し返却のこと。	<input type="checkbox"/>	
	2-35	草刈作業の安全作業マニュアルに沿って作業のこと。	<input type="checkbox"/>	
	手作業 刈払い機	2-36	作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。	<input type="checkbox"/>
		2-37	急斜面や危険な場所での作業ではないことを確認すること。	<input type="checkbox"/>
2-38		使用後の鎌や剪定鋏に安全カバーを着けること。	<input type="checkbox"/>	
2-39		余白	<input type="checkbox"/>	
場 人通りや通行量の多い現	<u>2-39A</u>	常に周囲の安全と、人や車両への誘導が必要な場合は、その人員を別に配置すること。	<input type="checkbox"/>	
	2-39B	作業者は、車道上での作業では安全ベストを着用し、車両等の案内には誘導灯を用いること。	<input type="checkbox"/>	
	<u>2-39C</u>	人や車の往来の多い場合は、通勤及び登下校時間を外した時間帯で作業を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	2-39D	ロードコーンやトラロープを使用して安全地帯を確保することで、周辺に注意喚起を行うこと。	<input type="checkbox"/>	

	2-39E	幹線道路の占有や危険性が高いことが想定される場合には、受注そのものを辞退すること。	<input type="checkbox"/>
運搬	2-40	積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。	<input type="checkbox"/>
	2-41	残さいの運搬時に、葉や枝が飛ばないように対策をすること。	<input type="checkbox"/>
	2-42	残さいの積み込み時、保護帽（ヘルメット等）を着用し荷台からの転落に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	2-43	運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	2-44	作業別安全・適正就業基準（運転・運搬）を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-45</u>	梯子・脚立等作業道具を搬入時、発注者宅が不在の場合、勝手に門扉・ガレージドア等を開けて搬入しないこと。再度朝一番で再搬入のこと。但し事前に発注者から搬入許可がある場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-46</u>	発注者宅や隣接する門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等をキズ付けたり破損させたりしないこと、また通行人等への安全対策を必ず実行すること。	<input type="checkbox"/>
その他	2-47	発注者とのコミュニケーション（見積・除草等の打合せ）を取ること。	<input type="checkbox"/>
	2-48	発注者との約束時間を厳守すること。作業当日悪天候で、作業が中止となった場合、作業リーダーは、事前または当日の朝、お客様に作業延期の旨を連絡すること。	<input type="checkbox"/>
	2-49	発注者の自動車・バイク等の移動を手伝わないこと。移動できない場合は、しっかり保護ネット等で養生するか、または手作業で行うこと。	<input type="checkbox"/>
	2-50	年数を経た設備が近くにある場合には特に注意し、養生を怠らないこと。	<input type="checkbox"/>
	<u>2-51</u>	雑草と花の違いを理解し、花を刈り込みしないこと、また踏まないこと。	<input type="checkbox"/>
	2-52	安全防具・安全就業基準を逸脱して作業している会員に対して、班長は作業の中止を命じること。	<input type="checkbox"/>
事故	<u>2-53</u>	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

③作業別適正就業項目（福祉・家事援助サービス・清掃）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	3-1	健康の維持管理に努め無理しないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	3-2A	自転車就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	<u>3-3</u>	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-4	服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	3-5	長い紐類、装飾品を身に付けて作業行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-6	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>
	3-7	作業に当たって、弊害となる物を取り除いたり移動したりして行うこと 作業終了後元に戻すこと。	<input type="checkbox"/>
	<u>3-8</u>	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等をつけ、作業中は身体から離さないようにすること。また、作業日以外は持ち歩かず、慎重に保管すること（紛失した場合保険適用外となり、賠償は自己負担となる）。	<input type="checkbox"/>
	3-9	余白	<input type="checkbox"/>
	3-10	余白	<input type="checkbox"/>
	3-11	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
3-12	履物は滑りにくいものを着用すること。また、施設のトイレ等の清掃で水道ホースを使用することがありますが、そのホースの絡みに足を取られ転倒する事故が発生している、十分注意すること。	<input type="checkbox"/>	

	3-13	契約以外の仕事はしないこと。依頼者より、契約以外の仕事を要求された場合は、自己判断せず、事業団へ連絡し指示を受けること。	<input type="checkbox"/>
	3-14	階段等の作業時は、踏み外し転落等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	3-15	電気・ガス・水道・エアコン等の消し忘れ等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	3-16	道具類は、機器添付マニュアルに沿って使用すること。	<input type="checkbox"/>
	3-16A	清掃道具（特に箒等）が倒れて、ガラス窓・障子等の破損事故及び、箒の柄が折れて怪我する事故も発生しておりますので十分に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	3-17	高所作業はしないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-18	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	3-19	適宜、水分補給や休憩を取ること 特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること（熱中症マニュアルを確認）。	<input type="checkbox"/>
	3-20	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること。	<input type="checkbox"/>
	3-21	洗剤等の使用については、使用上の注意事項を確認すること。「混ぜるな危険」と表示されている洗剤は、他の洗剤と絶対混ぜないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-21A	風呂場等の洗浄で洗剤を使うが、洗剤で滑って転倒す事故も発生している、十分に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	3-22	ガラスなど破損しやすい物を扱う場合は、地面や机の上で作業すること。	<input type="checkbox"/>
	3-22A	強化ガラステーブルの側面に、衝撃を加えないこと（ガラステーブルが破損する恐れがある）。	<input type="checkbox"/>
	3-23	濡れた廊下やロウが付着している廊下は滑りやすいので充分注意すること。	<input type="checkbox"/>
	3-24	ベッドメイク等でベッドの下に物やケーブル等がある場合がありますのでベッド下の物やケーブルに足を取られないように注意すること。	<input type="checkbox"/>
	3-25	踏み台や脚立を利用した高所作業（エアコンのフィルター・換気扇等）を実施する場合は、踏み台や脚立の安定性を確認し、脚立の天板には乗らないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-26	年数を経た設備を扱う場合は、破損等に十分注意すること（換気扇等を清掃する場合で、年数を経たものは取外しが困難であり土台枠ごと外れる場合があることから十分に注意し取外し困難な場合は依頼者と相談すること・また清掃後取り付けた時にいきなり電源を入れないで手で羽根が回転するかぶつかっていないか確認してから電源を入れること）。	<input type="checkbox"/>
	3-27	風の強い日に洗濯物を干す時は、飛ばないように十分注意すること、または、中干しにしてもらうこと。（依頼者と相談）	<input type="checkbox"/>
	3-28	高所を掃除する際、高所に取り付けられている設備等の落下に注意すること。また、棚・冷蔵庫等の上を清掃する時は、棚の上にあるものを一旦安全な場所に移動してから行うこと。	<input type="checkbox"/>
	3-29	余白	<input type="checkbox"/>
	3-29A	ガス入りボンベ等を処分する時は、野外で風通しの良い場所で行うこと。塗料とか液体が、周辺に飛び散らないようにし、完全にガスを抜くこと。ガスが残っている缶には穴を開けないこと、発火する恐れがあります（火気厳禁で対応）。安全を確認し、保護メガネ等を着用して作業すること。	<input type="checkbox"/>
	3-30	大型家電・大型家具を動かすときは、必ず毛布等で養生すること。周辺に注意し特に壁・床（畳・フローリング）を傷つけないように移動すること。絶対に引きずらないこと。解体できるものは解体してから移動・搬出すること。	<input type="checkbox"/>
	3-30A	ベランダからの搬出は、禁止とする。	<input type="checkbox"/>
	3-30B	家電・家具等の移動・搬出が困難と思われる場合は、辞退すること。	<input type="checkbox"/>
	3-31	作業終了後、依頼内容の最終確認及び掃除用具の忘れ物がないか確認すること。	<input type="checkbox"/>
	3-32	カーペット（絨毯）等を濡らした場合は、安易にアイロン等での対応は厳禁とし、発注者に相談する（良く水を拭きとって自然乾燥を推薦する）。	<input type="checkbox"/>
ス ガ 窓 ラ	3-33	ガラス部に手を着いたり、体を支えたりしないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-34	開閉の際、周囲に注意を回り、無理して開閉しないこと。	<input type="checkbox"/>

	3-35	高所のガラス窓等を掃除する時は、窓の落下に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	3-36	ガラス窓・障子等を移動する時は、周辺の壁等に傷つけないように注意すること。	<input type="checkbox"/>
器具	3-37	電気器具を濡れた手で扱わないこと。	<input type="checkbox"/>
	3-38	電気器具のコードは装置に収納してから移動すること。	<input type="checkbox"/>
	3-38	電気器具のコードやプラグは傷んでいないか確認すること。	<input type="checkbox"/>
その他	3-39	発注者宅や隣接する門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等をキズ付けたり破損させたりしないこと、また通行人等への安全対策を必ず実行すること。	<input type="checkbox"/>
	3-40	発注者とのコミュニケーション（作業個所の打合せ）を取ること。	<input type="checkbox"/>
	3-40A	訪問宅等にお伺いした時、親切・丁寧に対応し、不審な行動をとらないこと。	<input type="checkbox"/>
事故	3-41	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

④作業別適正就業項目（襖・障子・網戸）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	4-1	健康の維持管理に努め無理をしないこと。	<input type="checkbox"/>
	4-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	4-2A	自転車就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	4-3	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	4-4	作業服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	4-5	作業靴は、滑りにくいものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	4-6	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>
	4-7	作業場所でのタバコ喫煙厳禁とし、製品にタバコ臭を着けないこと。	<input type="checkbox"/>
	4-8	作業現場の周囲の状況を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	4-9	作業は無理な姿勢で行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	4-10	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	4-11	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する事。	<input type="checkbox"/>
	4-12	業務用カッター等、鋭利な刃物を使用する際は、厚みのある（カッターが滑って指に当たらない）定規を使用する。また、耐切創手袋を着用するなど、細心の注意を払って作業に取り組むこと。	<input type="checkbox"/>
	4-13	作業は基本的に複数人で行うこと。	<input type="checkbox"/>
	4-14	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	4-15	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	4-16	作業品や材料品を立てかける時は、角度等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
4-17	適宜、水分補給や休憩を取ること。特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること。（熱中症マニュアルを確認）	<input type="checkbox"/>	
場内	4-18	作業品を移動する時は、周囲の安全に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	4-19	ガラス入りの作業品を扱う時は、破損防止に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	4-20	道具や作業品は、作業台からはみ出さないように置くこと。	<input type="checkbox"/>
	4-21	刃物、きり等は、鞘等に納めて保管すること。	<input type="checkbox"/>
入 搬出	4-22	運転者は、乗車前必ずアルコール検知器で確認し記録を残すこと。周囲の安全を確認すること。車を駐車する時は、近隣住民の邪魔にならない様にする事。	<input type="checkbox"/>

	4-23	搬出入経路の障害物は取り除くこと。	<input type="checkbox"/>
	4-23A	搬出入時家内へ入るので、服装等は清潔に保ち、丁寧に対応すること。	<input type="checkbox"/>
	4-24	階段昇降の際は、踏み外しや転落等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	4-25	家具、電気等の配置状況を確認し、衝突等が生じないように注意すること。	<input type="checkbox"/>
	4-26	作業品の破損・汚損に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	4-26A	搬入時大雨等で搬出入難しい時は、依頼者と相談し搬入日程をずらすこと。	<input type="checkbox"/>
	4-27	作業別安全・適正就業基準（運転・運搬）を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
その他	<u>4-28</u>	発注者宅や隣接する門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等をキズ付けたり破損させたりしないこと、また通行人等への安全対策を必ず実行すること。	<input type="checkbox"/>
	4-29	発注者とのコミュニケーション（絵柄等内容を打合せ）を取ることに。	<input type="checkbox"/>
	4-29A	段ボール・スチロール襖は、受注しないこと。もし、襖引き取り時、該当襖であった場合は、丁寧にお断りすること（張替え後、経年変化による襖紙の反りを抑えることは難しい）。	<input type="checkbox"/>
事故	<u>4-30</u>	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

⑤作業別適正就業項目（駐輪場・駐車場）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	5-1	健康の維持管理に努め無理をしないこと。	<input type="checkbox"/>
	5-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	5-3	作業服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	5-3A	自転車で就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	<u>5-4</u>	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	5-5	作業靴は、滑りにくいものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	5-6	作業現場の周囲の状況を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	5-7	作業は無理な姿勢で行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	5-8	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。特に車止めのブロックには注意すること。	<input type="checkbox"/>
	5-9	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	5-10	作業は駐車場内の駐車案内であり、車道への出入り誘導はしないこと。	<input type="checkbox"/>
	5-10A	作業者は、安全ベストを着用し、車両等の案内には誘導灯を用いること。	<input type="checkbox"/>
	5-11	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること	<input type="checkbox"/>
5-12	適宜、水分補給や休憩を取ること。特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること（熱中症マニュアルを確認）。	<input type="checkbox"/>	
5-13	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること。契約以外の仕事はしないこと。依頼者より、契約以外の仕事を要求された場合は、自己判断せず、事業団へ連絡し指示を受けること。	<input type="checkbox"/>	
作業	5-14	整理した自転車の安定に十分な注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	5-15	利用者とのトラブルを避けるよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	5-16	重量のある自転車の移動は、慎重に行うこと。	<input type="checkbox"/>
事故	<u>5-17</u>	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

⑥作業別適正就業項目（運転・運搬）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	6-1	健康の維持管理に努め無理しないこと。	<input type="checkbox"/>
	6-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること	<input type="checkbox"/>
	<u>6-2A</u>	乗車前必ずアルコール検知器で確認し記録を残すこと。 酒気帯び運転は、絶対しないこと。疑わし時は、アルコール検知器で、アルコール濃度が観測されたら運転を控えること。基準を超えた場合は、当日の業務を停止すること。	<input type="checkbox"/>
	6-2B	自転車で就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	<u>6-3</u>	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	6-4	作業服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	6-5	作業靴は、滑りにくいものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	6-6	作業現場の周囲の状況を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	6-7	作業は無理な姿勢で行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	6-8	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等（特に橋の上）には注意をはらい走行すること。	<input type="checkbox"/>
	6-9	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと（目安として男性は、体重のおおむね40%、女性は男性が取り扱う重量の60%程度までにするように努めること）。	<input type="checkbox"/>
	<u>6-10</u>	安全運転を心がけ、交通法規を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	6-10A	週初めに、車の点検を行うこと。走行中等で異常が発見された場合は事務所に連絡すること。	<input type="checkbox"/>
	<u>6-10B</u>	乗車前後、車の周囲を確認すること（障害物、傷、破損等がないか）。異常を発見したら事務所へ連絡すること。	<input type="checkbox"/>
	6-11	車内は常に衛生を保ち、運転に支障になる物は置かないこと。	<input type="checkbox"/>
	6-12	狭い道での走行や対向車とのすれ違いの際は、細心の注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	6-13	狭い道で右折・左折する時、車体が長いので後方部を塀や壁等にぶつかり双方が破損することが有るので、十分に注意して曲がること。同乗者は車外に出て（自分の周囲の安全注意しながら）事故が起こらないよう誘導すること。	<input type="checkbox"/>
	6-13A	交差点・歩道等から子供、歩行者、自転車が飛び出してくるかもしれませんので十分注意し、運転すること。	<input type="checkbox"/>
	6-13B	横断歩道の手前で徐行し、横断する人・自転車等がいる場合は、必ず停車すること。（かもしれない運転を心がけること）	<input type="checkbox"/>
	6-13C	一時停止のある交差点は、一時停止ラインの前で必ず停止すること。また、見通しの悪い交差点は、多段階停止し安全確認後走行すること。	<input type="checkbox"/>
	6-13D	夕方時は早めに前照灯を点灯し、車の存在を知らせること。	<input type="checkbox"/>
	6-13E	時間帯によって、進入禁止等が変わる場合がありますので、良く道路標識を確認し、走行すること。	<input type="checkbox"/>
	6-13F	公共施設等へ進入時、ボラード・バリカー等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	6-13G	交通事故の約40%が交差点付近で発生している、交差点付近は最善の注意を払い運転すること。	<input type="checkbox"/>
	6-14	パッカー車は背が高いので走行時及び現場へ進入時上部も確認すること。 また、狭い道からの出入り、バック等は必ず助手に誘導してもらうこと（ちょっとした油断・確認不足で車が傷ついている）。	<input type="checkbox"/>
	6-15	運転手及び同乗者は、停車後降車する際、後続車・歩行者・障害物等の安全を確認後、ドアを開けること。	<input type="checkbox"/>
	<u>6-15A</u>	派遣先で、子供及び通所者を送迎する時は、利用者にシートベルトを着用させ、安全運転を心がけること。	<input type="checkbox"/>
<u>6-15B</u>	送迎中、子供及び通所者が勝手にドアを開け事故った場合は、運転者の責任となる、勝手にドアを開けない様に注意すること。	<input type="checkbox"/>	

	6-15C	送迎終了後、もう一度車内を点検し、置き去り・忘れ物等がないか確認すること。	<input type="checkbox"/>
	6-16	積載量を守り、走行中に荷物が落下しないよう固定すること。	<input type="checkbox"/>
	6-16A	引火・火災の為、燃料の持ち運びや保管、取り扱いには十分注意すること。また、手入れする時は、換気の良い場所で行い、タバコを吸ったり、火気を近づけないこと。	<input type="checkbox"/>
	6-17	適宜、水分補給や休憩を取ること 特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。 熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること（熱中症マニュアルを確認）。	<input type="checkbox"/>
	6-18	余白	<input type="checkbox"/>
	6-19	梯子・脚立等作業道具を搬入時、発注者宅が不在の場合、勝手に門扉・ガレージドア等を開けて搬入しないこと（再度朝一番で再搬入のこと。但し事前に発注者から搬入許可がある場合はこの限りではない）。	<input type="checkbox"/>
	6-20	二人乗車時は、車のバックや幅寄せ時に、同乗者が車外に出て（自分の周囲の安全注意しながら）事故が起こらないよう誘導すること。特に事業団の駐車場は狭いので注意すること。	<input type="checkbox"/>
	6-20A	トラック・パッカー車・キャラバン車を、事業団駐車場へバックで進入する時は、必ず誘導員を置くこと。	<input type="checkbox"/>
	6-21	相乗りや目的外の使用をしないこと。	<input type="checkbox"/>
その他	6-22	発注者宅や隣接する門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等をキズ付けたり破損させたりしないこと、また通行人等への安全対策を必ず実行すること。	<input type="checkbox"/>
	6-23	発注者とのコミュニケーションを取ること。	<input type="checkbox"/>
事故	6-24	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。また、必ず警察へ連絡し事故証明を取ること、これを怠ると保険金が出ない場合があります（この場合自己負担となる）。	<input type="checkbox"/>

⑦作業別適正就業項目（大工・リフォーム）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	7-1	健康の維持管理に努め無理をしないこと。	<input type="checkbox"/>
	7-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	7-2A	自転車就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	7-3	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	7-4	作業服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	7-5	作業靴は、滑りにくいものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	7-6	作業現場の周囲の状況を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	7-7	作業は無理な姿勢で行わないこと。	<input type="checkbox"/>
	7-8	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	7-9	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと（目安として男性は、体重のおおむね40%、女性は男性が取り扱う重量の60%程度までにするように努めること）。	<input type="checkbox"/>
	7-10	道具類は、機器添付マニュアルに沿って使用すること。	<input type="checkbox"/>
	7-11	適宜、水分補給や休憩を取ること 特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。 熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること（熱中症マニュアルを確認）。	<input type="checkbox"/>
	7-12	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
7-13	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>	
作業	7-14	作業品や材料品を立てかける時は、角度等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	7-15	有機溶剤類の塗装の時は、換気をする事。	<input type="checkbox"/>

	7-16	塗料・溶剤等が目に入った場合は、適切な処理を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	7-17	塗装作業時、塗料の種類と使用する色に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	7-18	火気に注意を払うこと。 引火・火災の為、燃料の持ち運びや保管、取り扱いには十分注意すること。また、手入れする時は、換気の良い場所で行い、タバコを吸ったり、火気を近づけないこと。	<input type="checkbox"/>
	7-19	踏み台や梯子等を不安定な場所に立てないこと。	<input type="checkbox"/>
	7-20	高所作業はしないこと。	<input type="checkbox"/>
	7-21	工具類を落とさないこと。	<input type="checkbox"/>
その他	<u>7-22</u>	発注者宅や隣接する門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等をキズ付けたり破損させたりしないこと、また通行人等への安全対策を必ず実行すること。	<input type="checkbox"/>
	7-23	発注者とのコミュニケーション（作業個所の打合せ）を取ること。	<input type="checkbox"/>
事故	<u>7-24</u>	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

⑧作業別適正就業項目（施設管理）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	8-1	健康の維持管理に努め無理をしないこと。	<input type="checkbox"/>
	8-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	8-2A	自転車就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	<u>8-3</u>	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	8-4	作業服装は、動きやすく、仕事に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	8-5	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>
	8-6	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	8-7	会員同士の連絡を正確に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	<u>8-8</u>	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等をつけ、作業中は身体から離さないようにすること。また、作業日以外は持ち歩かず、慎重に保管すること（紛失した場合保険適用外となり、賠償は自己負担となる）。	<input type="checkbox"/>
	8-9	余白	<input type="checkbox"/>
	8-10	余白	<input type="checkbox"/>
	8-11	予定表を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	8-12	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	8-13	適宜、水分補給や休憩を取ること 特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。 熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること（熱中症マニュアルを確認）。	<input type="checkbox"/>
	8-14	契約以外の仕事をしないこと。依頼者より、契約以外の仕事を要求された場合は、自己判断せず、事業団へ連絡し指示を受けること。	<input type="checkbox"/>
8-15	契約内容の理解し、事故防止に努めること。	<input type="checkbox"/>	
他 その	8-16	施設利用者には、親切丁寧な対応を心がけること。	<input type="checkbox"/>
事故	<u>8-17</u>	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

⑨作業別適正就業項目（学習教室）

項目	管理 番号	安全作業のポイント	CK
一 般	9-1	健康の維持管理に努め無理しないこと。	<input type="checkbox"/>
	9-2	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	9-3	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>
	9-4	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	9-5	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	9-5A	自転車就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	9-6	児童・生徒、保護者との連絡ができるようにしておくこと。	<input type="checkbox"/>
	9-7	教室・出入口の鍵類は、厳重に保管すること。	<input type="checkbox"/>
	9-8	就業中は、鍵類をスプリングキーホルダー等に付け、壁に掛けておくこと。就業日以外に持ち運ばないこと。	<input type="checkbox"/>
	9-9	余白	<input type="checkbox"/>
	9-10	予定表の確認を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	9-11	教室・廊下・階段・出入口の安全を図ること。	<input type="checkbox"/>
	9-12	設備類は、機器添付マニュアルに沿って使用すること。	<input type="checkbox"/>
	9-13	電気・水道・エアコン等の止め忘れに注意すること。	<input type="checkbox"/>
	9-14	地震や火災発生時等の避難体制を確立すること。	<input type="checkbox"/>
	9-15	児童・生徒の安全確保を最優先すること。	<input type="checkbox"/>
9-16	緊急時の連絡体制を確立すること。	<input type="checkbox"/>	
そ の 他	9-17	児童・生徒、保護者には、親切丁寧な対応を心がけること。	<input type="checkbox"/>
事 故	9-18	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

⑩作業別適正就業項目（その他の作業）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	10-1	健康の維持管理に努め無理しないこと。	<input type="checkbox"/>
	10-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	10-2A	自転車就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	10-3	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	10-4	作業服装は、動きやすく、仕事に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	10-5	作業環境は常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけること。	<input type="checkbox"/>
	10-6	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	10-7	作業場所の安全確認をすること。	<input type="checkbox"/>
	10-7A	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと（目安として男性は、体重のおおむね40%、女性は男性が取り扱う重量の60%程度までにするように努めること）。	<input type="checkbox"/>
	10-8	会員同士の連絡を正確に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	10-9	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等をつけ、作業中は身体から離さないようにすること。また、作業日以外は持ち歩かず、慎重に保管すること（紛失した場合保険適用外となり、賠償は自己負担となる）。	<input type="checkbox"/>
	10-10	余白	<input type="checkbox"/>
	10-11	余白	<input type="checkbox"/>
	10-12	予定表を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	10-13	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	10-14	適宜、水分補給や休憩を取ること 特に夏場の熱中症対策を怠らないこと。熱中症が疑われる場合は、救急車で大病院へ搬送すること（熱中症マニュアルを確認）。	<input type="checkbox"/>
	10-15	契約以外の仕事をしないこと。依頼者より、契約以外の仕事を要求された場合は、自己判断せず、事業団へ連絡し指示を受けること。	<input type="checkbox"/>
	10-16	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること。	<input type="checkbox"/>
	10-17	業務用カッター等、鋭利な刃物を使用する際は、厚みのある（カッターが滑って指に当たらない）定規を使用する、また、耐切削手袋を着用するなど、細心の注意を払って作業に取り組むこと。	<input type="checkbox"/>
	10-18	梯子や脚立で昇降する際は、三点支持を守ること。	<input type="checkbox"/>
	10-19	灯油等を灯油缶に注入する時は、注油ノズルが灯油缶からはみ出ないように注意して行うこと。また、静電気・火気には十分注意のこと。	<input type="checkbox"/>
	10-20	3台以上のカートの移動は、連結ロープを必ず使用すること。また、傾斜のある場所ではカートを放置しないこと。	<input type="checkbox"/>
10-21	カートを収集し移動する際は、人や壁・柱・車等につけないように注意して運ぶこと。	<input type="checkbox"/>	
10-22	カゴの集荷は投げない、指はさみに注意すること。	<input type="checkbox"/>	
その他	10-23	利用者には、親切丁寧な対応を心がけること。お客様に対して不審な行動をとらないこと。	<input type="checkbox"/>
事故	10-24	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

⑪作業別適正就業項目（空家管理）

項目	管理番号	安全作業のポイント	CK
一般	11-1	健康の維持管理に努め無理をしないこと。	<input type="checkbox"/>
	11-2	安全第一を考え、安全・適正就業に心掛けること。	<input type="checkbox"/>
	11-2A	自転車で就業場所への移動時は、ヘルメットを着用すること。（努力義務）。	<input type="checkbox"/>
	11-3	作業現場等で知り得た個人情報等は、絶対に口外しないこと。	<input type="checkbox"/>
	11-4	作業服装・靴は、動きやすく、仕事に適したものを着用すること。	<input type="checkbox"/>
	11-5	作業現場への行き帰りは、交通ルールを厳守し交通事故に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	11-6	作業場所の安全確認をすること。特に、蜂や虫に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	11-7	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと。	<input type="checkbox"/>
	11-8	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等をつけ、作業中は身体から離さないようにすること。また、作業日以外は持ち歩かず、慎重に保管すること（紛失した場合保険適用外となり、賠償は自己負担となる）。	<input type="checkbox"/>
	11-9	電気・ガス・エアコン等の消し忘れ、水道の締め忘れ・施錠忘れ等に注意すること。	<input type="checkbox"/>
	11-10	空き家管理時、異常（窓ガラスが割れていたり、窓等が空いている等）を発見した時は、警察及び事務所に連絡すること。	<input type="checkbox"/>
	11-11	空き家に入る時は、事前に立ち入り許可を取ること。許可が得られない場合は、周辺から観察すること。	<input type="checkbox"/>
	11-12	空き家の状況確認する時、生きがい事業団の腕章等をつけて不審な行動をしないこと。また、門に作業中のロードコーン等を置くこと。	<input type="checkbox"/>
	11-13	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること。	<input type="checkbox"/>
	11-14	契約以外の仕事をしないこと。依頼者より、契約以外の仕事を要求された場合は、自己判断せず、事業団へ連絡し指示を受けること。	<input type="checkbox"/>
11-15	予定表を確認すること。	<input type="checkbox"/>	
その他	11-16	周辺には、親切丁寧な対応を取ること。	<input type="checkbox"/>
	11-17	事故が発生した場合は、必ず人命を最優先しその後、関連部門へ連絡すること。車に係る事故・その他必要と思われる事故は、必ず警察を呼ぶこと。	<input type="checkbox"/>

※作業別適正就業項目で管理番号及び安全作業のポイント文字が太文字となっている項目は、厳守項目とし、本事項を逸脱し事故が発生した場合は、負担金又は注意書が発行されることがあります。

平成31年 3月14日制定

令和 4年 3月15日制定

(目的)

第1条 この事故取扱基準は、安全就業を推進し、再発防止を目的とする。

(処分)

第2条 安全管理委員会（以下「委員会」という。）は、公益財団法人平塚市生きがい事業団において事故を起こした会員に対して、第3条から第6条の処分を科することができる。

(注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書（様式第2号）を各1枚発行する。

2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。

3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(罰則)

第4条 委員会は前条表2項に定める注意書が2枚累積した場合は、委員長から厳重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書（様式第3号）を発行する。

2 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の職種の就業が可能である場合は、就業できるものとする。

3 就業停止させる場合は、当該会員に、安全管理委員会において弁明機会を与えることができる。

(停止期間)

第4条 前条において就業を停止する期間は、原則1年とする。ただし、6ヶ月を経過し、

当該作業班班長から委員長に対し復帰要望があった場合には、安全管理委員会の審議を踏まえ、委員長は就業停止を解除することができる。

(傷害・賠償額の一部負担)

第6条 委員会は会員が故意または重大な過失による傷害事故や損害事故等を起こした場合、第三者の身体に危害を与え、「シルバー人材センター団体傷害保険」の適用となる治療費、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の適用となる相手方への損害賠償を、会員に対し次のとおり費用を負担させることができるものとする。

(1) 治療等で保険適用となった金額の10%（ただし上限は3万円とする）

(2) 相手方への損害賠償で保険適用となった金額の10%（ただし上限は3万円とする）

2 保険適用とならない金額は会員の負担とする。

3 負担金は事業団に納めるものとする。

(処分の執行)

第7条 会員への処分は、安全管理委員会委員長が行う。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日)

(施行期日)

この基準は、令和4年3月15日から施行する。

ただし、第6条については令和4年7月1日から施行する。

別表 1

違 反 項 目
1. 賠償事故を起こした場合
2. 安全・適正就業基準を遵守せずに傷害事故を起こした場合
3. 事故報告を怠った場合、または、自己解決しようとした場合

(様式例第1号)

	常務理事 事務局長	局長代理	佐藤主査	職員、専門員
令和 年度 クレーム・事故報告書 NO.				
(傷害事故 ・ 賠償事故 ・ 自動車事故 ・ 途上事故 ・ クレーム) いずれか○				
報告日	令和 年 月 日			
報告者氏名				
事故日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃			
事故当事者	氏名		職群	植木・除草・公共・企業・家事援助・ 運搬・襖・職員
事故発生場所		就業体系	請負 派遣	
事故相手方	氏名			
	住所			
	電話			
事故発生状況、損害・傷害状況 (具体的に詳しく)				
* どうしていた時、どんな作業をしていた時に起こったか？				
* どこをどう怪我をしたか？ 何がどのようにこわれたか？				
再発防止のために (事故当事者が記入)				
* 思い当たる原因は何か？ 作業別安全就業基準該当番号				
* こうすれば良かったと思うことは何か？ 今後注意することは何か？				
事故当事者	会員NO :		生年・月・日	昭和 年 月 日
	住所 :		年齢	
	電話 :		入会年月日	H 年 月 日
病院・修理店	名称 :		診断・修理 内容	
	住所 :			
	電話 :			
病院・修理店	名称 :		診断・修理 内容	
	住所 :			
	電話 :			

(様式例第2号)

注 意 書

会員番号	
氏 名	
就業日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
就業場所	
職 種	

公益財団法人平塚市生きがい事業団事故取扱基準 別表1に
おける違反項目 () に該当します。
よって、注意書を発行します。

令和 年 月 日

公益財団法人平塚市生きがい事業団
安全管理委員会 会長

印

事故取扱基準抜粋

(注意)

- 第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書(様式例第2号)を発行し、指示事項を記載する。
- 2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。
- 3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(様式例第3号)

就 業 停 止 書

会員番号	
氏 名	
停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
職 種	

公益財団法人平塚市生きがい事業団 事故取扱基準
第4条の規定に基づき、本日をもって就業を停止します。

令和 年 月 日

公益財団法人平塚市生きがい事業団

安全管理委員会長



事故取扱基準より抜粋

(罰則)

- 第4条 委員会は前条表1項に定める注意書が2枚累積した場合は、委員長から厳重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書(様式例第3号)を発行する。
- 2 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の職種の就業が可能である場合は、就業できるものとする。
 - 3 就業停止させる場合は、当該会員に、安全管理委員会において弁明機会を与えることができる。

安全就業実施計画（2022年度～2024年度）

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

平塚市生きがい事業団では、「**自主・自立、共働・共助**」を理念とし、会員に安全就業の重要性を理解してもらうとともに、各基準を遵守し「事故ゼロ」を目指して自己管理の徹底をお願いしています。

過去3年間の事故状況は、2019年度の事故件数（傷害・賠償・車両・就業途上事故含む）は32件、2020年度の事故件数は36件、2021年度の事故件数は43件（1月末現在）となっていて、年々増加傾向となっています。事故は就業場所や就業途上で起きていますが、発生場所や事故原因などは常に変化し、各種安全対策事業を実施していますが、目に見える成果が表れていません。また、会員の高齢化は顕著で、平均年齢は74.5才（1月末現在）と年々上昇していて、事故のケガにより事業団を辞めざるを得ない方もいられます。

安全就業にとって重要なことは、「安全はすべてに優先する」「家を出てから帰るまでが仕事である」などを常に意識することであり、会員の安全確保は自己管理のみでは十分とはいええず、組織的に継続した安全就業の取り組みを行うことも必要です。

そこで、事業団関係者全てが「安全に対する心がけ」を再認識した上で、就業時の事故や就業途上の交通事故などを未然に防ぐことが重要と考えています。

(2) 目的、目標

会員一人一人が安全就業基準を遵守し、「安全は最優先」と「作業効率より安全確認」を十分に理解したうえで、次の目標を目指して就業することを目的とします。

ア 傷害・賠償事故「ゼロ」を目指します。

※特に刈払い機による飛び石事故「ゼロ」

イ 交通・就業途上事故「ゼロ」を目指します。

※特に就業途上の自転車転倒事故「ゼロ」

ウ 安全を常に意識して就業します。（危険予測の励行）

※特に班長による朝礼やラジオ体操の実施

エ 健康を保ち生きがいに満ちた安全就業ができる環境をつくります。

※特に転倒・転落事故を防止するための装具の着用

2 計画期間

2022年度から2024年度までの3年間とし、3年後にこの計画を見直し、次の計画につなげます。

3 計画内容

(1) 安全管理委員会の充実

安全管理委員会を定例的に開催し、その活動内容が会員の安全就業に反映しやすい運営とします。また、現場巡回視察を行い、安全就業の履行を確認して報告します。さらに、現場

確認後、新たな基準が必要と判断した場合には、班長などの意見を参考にルールを策定します。

(2) 各種講習会、研修会の充実

次の講習会や研修会を実施します。

ア 安全管理講習会

イ 新規就業者研修会（新規就業者の受講義務）

ウ 各種機械、器具取扱研修会（取扱者の受講義務）

エ 各職群による職種別研修会

(3) 機械、器具類の総点検と安全確認の実施

作業用機械器具について、使用前安全点検及び使用后整備の実施を徹底します。

(4) 事故防止の徹底

ア 平塚市生きがい事業団会員安全・適正就業基準及び作業別安全・適正就業基準の内容を状況に合わせて見直すとともに、その遵守を求めます。

イ 就業途上における交通事故防止の指導を行います。

(5) 会員の安全意識向上への取り組み

ア 事故当事者に対して事故報告書の作成と再発防止のコメントを求めます。

イ 事故の発生状況や原因を分析して再発防止策を検討し、類似事故の防止策を会員に周知徹底します。

ウ 会員のヒヤリ・ハット情報を集めます。

エ 就業現場における立て看板、ロードコーン設置を励行し、お客様、会員、通行人等に安全啓発を行います。

オ 就業現場における作業開始前に危険予測を行い、安全ミーティングで対策の確認、体操を励行します。

カ 安全上、身体保護が必要な作業に従事する際の保護帽等の安全保護具着用を義務化します。また、班長は、安全就業を守れない作業員に対して作業から排除させることができるようにします。

キ 重大な過失事故者に対しは、ペナルティ制度を導入し、罰金などの処分を科します。

ク 事務局は安全就業に関する会員の意見を聴取します。

(6) 安全就業に関する情報の提供

ア 安全就業に関する情報や注意喚起を会報誌「いきがい広場」で全会員に周知します。

イ 安全管理委員会の結果を議事抄録等によって会員に周知します。

ウ 安全就業に関する情報、交通安全に関する情報、及び健康管理に関する情報を収集し、会員に提供します。

エ 事故現場や発生内容を会員に周知することで、同じ過ちを二度と犯さないようにします。

(7) 健康管理への取り組み

ア 健康管理に関する講習会を実施します。

イ 公的健康診断を受診するよう勧奨します。

ウ 就業・日常での転倒・転落事故による休業の防止に取り組みます。